

令和 4 年 6 月 30 日現在

機関番号：32649

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2021

課題番号：26780065

研究課題名(和文) 子の居所をめぐる法制度 離婚後の「子の利益」と「親の利益」の間の距離と相克

研究課題名(英文) The study of the law concerning the children's relocation after parental separation: considering where the children's best interests lie

研究代表者

古賀 絢子 (Koga, Ayako)

東京経済大学・現代法学部・准教授

研究者番号：10633472

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、父母の離婚後の子の居所移動をめぐる紛争に対応する法的仕組みの考案を目指した。その成果として、具体的な制度提案には至らなかったが、次の示唆を得た。(1) 子の居所移動を調整する法的仕組みは、離婚後の共同親権に伴う親の居所指定権の共同化というより、子の養育を受ける利益の実効的確保の前提としての子の居所決定という観点から構築すべきである。(2) 結果としての監護親の子連れ転居「制限」を強調し過ぎるべきではない。どのような転居であれば容認され得るかの基準を「子の利益」規範として明示することで、子の居所移動に関する当事者の自律的な決定と「子の利益」の実現を促し支えることを目指すべきである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

2019年から商事法務主催の「家族法研究会」、2021年からは法制審議会家族法部会にて、離婚後の共同親権制導入を含めた親権法改正のための作業が本格化している。離婚後の監護法制の総合的な見直しと充実化を図る上で、子の居所移動への法的対応についても初めてともいえるべき本格的検討がなされている。本研究の成果が、こうした立法作業に対し、新たな、または補強的な示唆を提供し、寄与できることを期待する。

研究成果の概要(英文)：The primary aim of this study is to come up with legislative proposals concerning the child's relocation, especially after parental separation. Under the current Japanese family law, we have no resolution system of relocation dispute. However, if we are to introduce shared parental responsibility(authority) or shared parenting law after parental divorce, it should involve the system of the non-resident parent opposing to the resident parent and child's relocation.

The findings of this study suggest that we should develop such system with a view to ensuring the child's interests of having meaningful relationship with both parents, rather than shared parental rights to determine child's residence. At the same time, we should not put too much emphasis on consequent restrictions on relocation. The new law system should rather prescribe the standards for permitting relocation so that parents can try to make consent on child's residence by themselves and realize their child's interests.

研究分野：民法(家族法)

キーワード：子の居所 親権法 離婚後の監護法制 家族法 豪州法 英国法 ハーグ子奪取条約 婚姻家族モデル

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 子の居所移動(子連れ転居)をめぐる現行法の仕組み

父母が離婚した場合、監護親は時に子を連れて転居する。子の居所決定の法的根拠は、居所指定権(民法821条)・監護権に求められる。これら権利は親権(820条)の一内容である。父母は、婚姻中はとも親権を持つが、離婚後は一方親のみが親権を持つ(婚姻中の共同親権制、離婚後の単独親権制、818・819条)。親権を持つ監護親による子の居所移動のために、親権を持たない別居親の同意は不要である。

(2) 従来議論と課題

子の居所移動に関する法制について、長く本格的な議論はなされてこなかった。しかし、2011年のハーグ子奪取条約への日本の加盟を機に注目を集めた。同条約は国際結婚の破綻等に際しての、一方親による国境を越えた子の不法な奪取に対し、保全処分としての子の迅速な返還の仕組みを定める。欧米諸国の大半は、離婚後の共同養育法制の一環として、監護親による子の居所移動についても別居親の同意や裁判所の許可等を求める枠組みを持つ。そして、その枠組みに反する一方的な国外への子連れ転居は、条約上不法な奪取にあたる。対して、日本では、離婚後に親権を得た監護親は、別居親の同意なくして子の居所を移動することを許される。それ故、国外への一方的な子連れ転居は不法な奪取に該当せず、条約の救済から漏れてしまう。こうして国際枠組みへの参加により、監護親による一方的な子連れ転居を容認する日本法の異質性が浮き彫りになるとして、国内事案も含めた見直しが提唱され始めた。それを受けて、離婚後の共同養育法制導入へ向けた検討上も、概括的ながら子の居所の問題への言及が見られるようになった。

2. 研究の目的

(1) これまでの研究と本研究への着想の経緯

研究代表者は離婚後の親権・監護法制について、離婚を親子・家族関係の長期的な変動過程と捉える観点から、比較法的検討・法社会学的検討に取り組んできた。その中で、特にコモロ諸国では、子連れ転居紛争を離婚後の「子の利益」の本質に関わる重要紛争と位置づけ、対応を図っていることを確認した。別居親から遠く離れた場所へ監護親が子連れ転居することで、共同養育や面会交流に支障をきたす場合、別居親は転居に反対できる。別居親子間の関わりの維持は、共同養育法制が掲げる父母双方の養育を受ける「子の利益」に資する。しかし、そのために監護親を別居親の近くに縛り付ければ、監護親が新たな人生を構築する自由が犠牲となる。それは監護親の下で暮らす「子の利益」にも悪影響を及ぼし得る。このように子連れ転居紛争は子と父母の利益をめぐる深刻な葛藤を抱えることから、熾烈化しやすく解決困難な紛争類型とされる。

翻って日本では、まだ離婚後の子連れ転居紛争は顕在化していない。しかし、離婚後の共同養育法制導入が実現すれば、それは、子に関する父母の共同決定および別居親子の関わり確保の要請から、一方的な子連れ転居を制限する仕組みを伴うものとなると考えられる。研究代表者が2008年に子連れ再婚家族を対象に行った実態調査によれば、大部分の監護親が離婚後、転職・再婚等を契機に別居親に無断で子連れ転居し、そのタイミングで別居親子の関わりが後退していた。離婚後も長期にわたる暮らしの中で少なからず生じる監護親の子連れ転居の問題が紛争に発展する兆しが見られ、離婚後の共同養育法制導入を試みる上で、重要課題となると考えた。

(2) 本研究の目的

離婚後の共同養育法制導入に関する検討という視角から、子の居所移動の問題をめぐる法的仕組みの見直しの提言を目指す。具体的には、新たな制度において、「どのようなケースで、監護親による子の居所移動、つまり子連れ転居は制限されるべきか」という問いの下、転居を制限または容認すべき要素の抽出を図るとともに、次の課題A)・B)・C)の3点を明らかにする。
課題A) 子連れ転居の問題は、離婚における監護紛争のどのような局面で現れるか。
課題B) 子連れ転居制限の法的根拠は、何に求められるか。
課題C) 裁判で子連れ転居の許否を争う場合における判断は、どのような基準によるべきか。

3. 研究の方法

子の居所移動に関する法制、およびその前提となる子の監護法制全般に関し、英国・豪州を対象とした比較法研究を行い、その上で、国内法研究を行った。日本国内の議論・実務状況をめぐっては、研究期間中、ハーグ子奪取条約の運用が積み上がり始めると共に、親権法改正作業が本格化した。それに伴い、子連れ転居の問題の重要性が広く共有され、議論が急速に精緻化した。そこで、そうした動向を追いながら、子奪取条約実務も含めた裁判例研究及び文献研究を行った。

4. 研究成果

英国・豪州の比較法研究

(1) 研究の概容及び成果公表の進捗状況

英国・豪州法の子の居所移動(転居)をめぐる法制度について、文献及び裁判例調査を行った。具体的にはまず、両国の子の監護法制全般、特に、近時における離婚・離別後の共同養育推進の動向を総合的に検討した。その上で、転居紛争の解決枠組み(手続き及び判断基準)、および、

子の居所の国際移動の問題に関わるハーグ子奪取条約の運用実務についても確認した。その成果の一部は論稿としてまとめ、刊行した。残りの部分は現在、論稿執筆作業中である。

(2) 英国・豪州における離婚・離別後の共同養育法制

英国・豪州の子の監護法制は日本と大きく異なる。まず日本の親権に相当する基本概念は「親責任」(parental responsibility)であり、親が子を養育する責務を中心とする。父母の離婚・離別後も、原則として父母がともに親責任をもち続けるため、離婚・離別時には通常、親責任の帰属ではなく、父母による親責任の具体的な行使の態様が問題となる。親責任者間の不一致については、裁判所が介入し決定する。法は子の監護養育について、実体的な規範と並んで、子の養育をめぐる多様な争点に対応するための詳細な手続を定めている。

養育事件に関する実体的な規範としては、英豪ともに「子の福祉(英)/子の最善の利益(豪)」の至高性の原則をとり、裁判所に広範な裁量を認めてきた。近時はその内容を具体化し、離婚・離別後も父母双方が子の監護養育の責任と役割を担い続けるべきこと、つまり共同養育が子の利益に合致するとの方向性を強化している。養育事件解決の手続としては、対立を煽りがちな裁判手続よりも裁判外の合意を奨励している。その中で、制定法上の規定が裁判規範としてよりも、広く社会全般に対する行為規範としての役割を果たすようになっている。

共同養育推進は、英豪それぞれ異なる経過をたどっている。いち早く2006年に大規模な改革を行って積極的に取り組んだのは豪州である(*the Family Law Amendment(Shared Parental Responsibility) Act 2006*)。しかし、共同養育制度においては、父母間の対立の抑制と暴力からの子の保護が課題となる。後者の対応に失敗したとされた2006年改革は、5年後には軌道修正を余儀なくされた(*the Family Law Legislation Amendment(Family Violence and Other Measures) Act 2011*)。2019年には「子の利益」の内容として、「共同養育による子の利益」の優先を廃止し、子の保護を最優先させる法改正案が示された。とはいえ、2006年改革の裁判外の合意奨励・支援の拡充の方針は維持されている。2019年改正案の内容からは、「子の利益」規範の意義は、「共同養育による子の利益」などの特定の実体的価値へ社会を導くことよりも、「子の利益」にかかわる多様な価値について、当事者が具体的に検討・調整するための手続的機会を確保し、その手がかりを提供することにあるとの示唆を得られる。とりわけ、養育紛争解決における合意形成重視を踏まえつつこれを見れば、裁判外での当事者の「子の利益」の自律的な追求と実現のために、「子の利益」の内容およびその提示方法は当事者の理解に配慮した形で組み立てる必要があると言える。日本の法改正論としても、従来裁判実務に依拠してきた「子の利益」基準について、その最重要性の原則及び具体的な構成事由の明文を求めるべきと考える。

豪州の展開を踏まえ、英国の共同養育推進はより緩やかな形をとる。英国法は従来、父母の離婚・離別に際して、父母がどの程度子の養育に関わるべきかを具体的に示していなかった。2014年子ども及び家族法(*Children and Families Act 2014*)は、裁判所の養育事件において、父母双方の関与は、子に危害を及ぼすおそれがないかぎり、子の福祉に資するとする推定規定を新設した。共同養育を推奨するが、養育を担う時間の配分の多寡とは関係なく、「関与」には電話や手紙等による間接交流も含むなど、従来の裁判実務の明文化の域を超えないものとどまる。

(3) 子の居所移動(転居)をめぐる法制度

英豪ともに、子の居所移動をめぐる紛争(転居紛争)を養育事件の中でも解決困難な重要類型として位置づけている。子の居所移動に対応する法的仕組みは、次の通り要約できる。

() 転居紛争解決手続の複数性

英豪ともに、一方的な子の居所移動に他方親が予め異を唱える、または、事後的な返還を求めるための手続経路は複数ある。それは、他方親のもつ親責任の一内容としての居所指定権を根拠とするものとそれ以外とに大別される。後者としては、他方親は親責任の有無にかかわらず、監護親による居所移動に対し同意する(しない)、移動制限命令を得る、子の引き取りを求めるなどができる。子の居所移動が合意及び命令により成立した他方親による養育関与の実現を遠のさせることを根拠に、これを阻止するための仕組みとして設けられているものである。

他方、転居を望む監護親からも、予め居所移動の許可を得るための裁判所命令の申立てが可能である。弁護士実務上は、転居を希望する監護親はまず他方親等関係者全員の同意を取り付けるよう助言することが推奨されている。

また、英国は国外転居と国内転居とで異なる枠組みを用意し、後者の制限は緩やかである。長距離移動を伴う国外転居の方が子と他方親との関わりを大きく後退させるからである。対して、豪州は地理的条件から、国内転居も長距離移動を伴うことが多いため、両者を別異に扱わない。

そして、これらと地続きに、別居親による面会等の養育関与に際しての連れ去り・一方的な子の居所移動の懸念に対し、制限・禁止を付す仕組みも整えられている。

このように、子の居所移動をめぐる紛争解決手続は、子の居所指定権限としての親責任の共同性という枠組みよりも、端的に、「共同養育や面会交流の障害としての子の居所移動」を阻止するという原理において構築されていると解する。したがって、紛争発生タイミングは離婚時に限らず、その前段階の別居直後から離婚後長期間経過後まで、長期的に様々に見られる。

() 転居紛争解決の基準 - 転居制限要因としての「共同養育による子の利益」と転居容認の根拠としての「具体的・合理的な実現性」の要素

英豪ともに、()の各手続を経て現れた転居紛争事件においては、通常の養育事件と同じ基準を適用し、子連れ転居の是非が判断される。米国の一部州のように転居紛争のみに適用される特別の基準は、制定法上定められていない。

とはいえ、英国裁判所では、国外転居をめぐって、明文規定とは別に転居紛争固有の判断指針が打ち立てられていた (Payne v Payne ([2001] EWCA Civ 166)。主たる世話を担う親による真摯な動機による現実的かつ合理的な転居の申立ては、反対する親の動機、転居の有無が子と父母に与える影響を考慮したうえで、転居が子の福祉に反しないかぎり、許可されるとした。しかし、この指針の下で形成された子連れ転居に寛容な判断は、別居親と子のつながりを軽視しているとの批判も出た。そこで、近時の判例はこの指針を採用せず、事案ごとに「子の福祉」の至高性原則に従い、諸事情を総合評価する (K v K (International Relocation: Shared Care Arrangement) [2011] EWCA Civ 793 等)。具体的には、子と父母の私的及び家族生活の尊重を受ける権利 (欧州人権条約 8 条) を尊重するため、転居理由・子の希望・転居後の他方親との面会交流の提案等を勘案して、同居親の居所選択の自由と他方親の子との交流の権利を比較衡量している (「比例性原則」)。特に転居を希望する親は、転居先での親子の生活及び転居後の別居親子の関わりを維持するための具体的かつ現実的な提案をすることが求められる。

豪州では、共同養育の積極的推進の下、養育事件に際し、まず共同養育措置を命じるべきか否かが、他の養育措置よりも優先的に検討される。その判断基準は、「子の利益」に加え、「措置の合理的な実現可能性 (reasonable practicability)」である。したがって、監護親の子連れ転居を否定した上での共同養育措置が「子の利益」に最も適うとしても、「合理的な実現可能性」を充足しなければ、共同養育措置は命令されず、翻って、子連れ転居が認容される (MRR v GR (2010) FLC93-424)。「合理的な実現可能性」の基準は両親の住居間の距離、両親が平等又は十分な時間措置を実施する現在及び将来の能力、両親間の意思疎通及び問題解決の能力、当該措置が子に及ぼす影響等に照らして具体的に判断される。ただし、「実現可能性」を理由に共同養育措置を否定し、子連れ転居が認められるのは、転居せずにとどまった場合の状況がきわめて過酷であるなどの限定的な事例にとどまっている。過度な転居制限に対しては批判も大きい。

このように、転居を容認する上で、転居の具体的な現実性が求められることは、法が一方的な子連れ転居に厳格である根拠が、他方親との面会交流や共同養育の実効性確保に求められることと一貫していると考えられる。

(4) 考察 - 課題の検討

以上の通り、子連れ転居への対応の背景としての共同養育の法制化について、まず、子の監護法制全体及び「子の利益」規範そのものの性質・意義の変容を伴うものとして捉えるべきことを確認した。その上で、特に転居紛争への法的対応をめぐり検討について、課題 A) - C) に対し、そもそもの問いの再設定の必要性も含めて、次の示唆を得た。

課題 A) 子連れ転居の問題は、離婚における監護紛争のどのような局面で現れるか。

離婚時に加え、離婚前の別居段階、及び、離婚後相当期間経過後に生じる監護親の転職・再婚・里帰り等、人生の再構築におけるあらゆる局面で生じ得る。そこで、この問題は、離婚という一回的変更ではなく、長期的な家族関係の再構成過程の一端として理解し、取り組むべきと考える。

課題 B) 子連れ転居制限の法的根拠は、何に求められるか。

子連れ転居制限の枠組みは、子の居所指定権としての親権の共同化だけでなく、父母による面会交流等の養育関与の阻害要因としての子の居所移動を阻止しようというものである。したがって、子の居所の問題は、やはり離婚後の共同親権制導入に伴う父母の共同決定の対象化という問題に押し込めず、養育措置の実効性確保の前提として捉えるべきである。それこそ面会交流中の別居親による連れ去りの懸念への対応も地続きの問題として据えつつ、全般的な子の養育の実効的確保のための仕組みの一端として組み立てるべきである。そして、その概念的根拠は、子の養育を受ける権利・利益に求められると考える。

課題 C) 裁判で子連れ転居の許否を争う場合における判断は、どのような基準によるべきか。

共同養育の定着が進む英豪においても、厳格過ぎる転居制限に対しては批判が大きい。とすると、転居許否の判断基準設定における力点は転居「制限」自体に置くべきではない。むしろ、子の養育の現実的な安定・安全確保を軸に、個別具体的な「子の利益」の実現を図るための判断枠組みを、裁判・合意形成の両手続にて構築していく上で、子の居所移動に関しても緻密な調整を可能にするべきである。子と父母の人生に重大な影響を及ぼす子連れ転居は、適切な調整プロセスとしての父母間の協議や裁判所の判断の結果として実現されるべきという「子の利益」観に立ち、手続枠組みの精緻化・充実化を図るものである。とりわけ、共同養育法制における合意形成過程の重視を踏まえるに、当事者父母による自律的な取決めと「子の利益」の追求の重要性から、どのような子の居所移動であれば容認されるのか、その判断基準や考慮要素を当事者父母に理解しやすい形で提示する必要がある。特に、子の養育を受ける利益の実効的確保というそもそもの転居制限の趣旨に鑑みながら、「子の利益」の内容として、転居容認のために必要な具体的な要素を提示する必要がある。その際、英国・豪州はじめ各国の共同養育法制下での転居紛争事件実務において転居容認に働く考慮要素について、本研究では、「現実性・実効性」という価値を抽出したが、今後も精査して取り上げて行く必要がある。

国内法研究

(1) 研究の概容及び成果公表の進捗状況

国内の議論・実務状況はハーグ子奪取条約実務の蓄積や、親権法改正作業の本格化を受けて、大きく変化した。特に、条約実務の検討作業を、依頼を受けた論稿執筆等を通じて優先させたため、本来の予定通りの研究遂行が困難になった。国内法研究は研究期間終了後も続けており、以

下は途中経過のまとめと今後の展望を記すものである。

(2) 現行法上の子の居所をめぐる紛争解決手続の枠組みと実務

日本の裁判実務では、「どのようなケースで監護親による一方的な子の居所移動が容認されているか／容認されないか」を確認するため、裁判例研究及び文献調査を行った。現行民法上、婚姻中と離婚後とを問わず、一方親による子の居所移動それ自体の是非を正面から争うための紛争枠組みは用意されていない。ただし、子の居所移動の調整は子の監護を誰が担うべきか、及び、それに付随する子の引渡しの判断に包摂される。したがって、事後的にはあるが、離婚または先立つ別居における、子の親権者・監護者指定、および、(それらに付随する)子の引き渡し等の子の監護に関する処分(民法819条、766条等)において、一方的な子連れ別居により監護状態を形成した親の監護を否定し、子の取戻しを求めることはできる。その際は、当該監護状態が一方的な子連れ別居により形成されたことが、当該親の親権・監護権を否定し、子の引渡し請求を認容するための考慮要素となり得るかが問題となる。

この点について、以前の裁判例は、監護親による一方的な子連れ別居に寛容であり、監護開始の態様を問うことはなかった。しかし、近年は、子の奪い合いにおける実力行使を助長するなどの批判が現れている。確かに、一部下級審判例において、母親の一方的な子連れ別居という監護開始の態様を考慮要素の一つとした結果、父親を親権者に指定する判断も見られる。しかし、裁判所の基本的立場としては、子の親権・監護権の所在及び引渡しの判断に関しては、「子の利益」の基準に関する総合的な検討の下、「主たる監護者」による子の養育を最も重視し、その監護開始が暴力によるなど、単なる子連れ別居を超えて顕著な違法性がある場合に限りて子の取戻しを認めていると見られた。このように、裁判所は監護親による一方的な子の居所移動を容認することへの批判を受け止めつつ、監護親およびその下で養育される子の現実的な利益への配慮に重点を置いている。つまり、監護親による一方的な子の居所移動を否定するのは「連れ去りともいふべき顕著な違法性を伴う移動の場合」に限定することでバランスを図っていると考える。

この点で注目されるのは、ハーグ子奪取条約にかかわる最初の民集登載判例である最判平成30年3月15日民集72巻1号17頁である。同判決については、詳細な検討を加え、判例評釈を公刊した。同判決は、条約実施法に基づく返還決定に従わない監護拘束に対する人身保護請求を認めた。人身保護請求は近年、子の引き渡し紛争において、家裁による親権・監護権の判断に基づく強制執行が奏功しない場合の最終的・補完的な執行手段として利用され、監護権者への人身保護請求には抑制的である。これに対し、本判決は、子の監護者である日本人母親の米国からの子連れ帰国に関し、顕著な違法性を認め、返還を拒否する母親に対する人身保護請求を棄却した原審を破棄し、差し戻した。条約批准以降、返還決定が執行不能に終わる事件が続く中で、本判決は人身保護請求の要件充足のハードルを実質的に緩和したとみられるため、その射程範囲は限定的に解するべきである。ただし、子の連れ去りおよび返還決定の不遵守という行為態様を重視した点は、従来の人身保護請求事件判例が重視してきた「司法に対する信頼性および司法判断の実効性の確保」という要素を手がかりに統一的に捉えることもできる。これは、上記の通り、監護親による子の居所移動は「連れ去りともいふべき顕著な違法性を伴う一方的な転居の場合」に否定されるとする裁判所の基本的立場と矛盾しないと考えられた。

以上のような裁判所の対応からは、日本でも子の居所移動の問題をめぐる「実現性」の要素が考慮されていることが見て取れる。

(3) 今後の展望 - 親権法改正作業を眺めながら

離婚後の共同親権制を導入した場合、親権という子の居所決定の法的根拠が父母双方に帰属し、行使され得ることとなる。そこで、近時、本格化する離婚後の共同親権・監護制導入をめぐる検討作業においては、法的概念の網羅的整理作業の一環として、子の居所の決定の法的根拠となる権利義務の検討も進められている。その中では、そもそも、()離婚後の共同親権をどのような条件・手続の下で認めるか、とともに、()離婚後の共同親権となった場合に、親権者としての共同決定を要する事項の範囲、及び、共同決定のための手続が問題となる。

法制審議会家族法制部会、および、先行する商事法務「家族法研究会」では、()共同親権の認容条件について、幅広い選択肢が検討されている。その上で、()子の居所移動はその重要性から、共同親権者による共同決定を要する事項に含めるべきとの提案もなされている。その上で、採り得る共同決定手続については、硬軟取り混ぜて様々な選択肢が提示されている。

比較法研究の成果を踏まえ、子の居所移動の調整の問題を子が養育を安定的に受ける利益を実現する前提として捉えてみれば、離婚後の別居親が共同親権者であれば、常に転居に異議を唱えることができ、親権を得られなければ全く関与できないというのは、緻密さに欠ける。制定法上の規範が当事者の合意形成過程における規範の働きも兼ねることからは、子の居所移動を共同決定の対象事項とすることは、当事者において、一方的な居所移動の制限を課したという単純化されたメッセージとして受け止められ、強い影響を及ぼすことも予想される。子の居所移動をめぐる紛争解決枠組みとしては、子の監護に関する処分(民法766条)に頼ることも考えられる。そこで、本研究の最終年度からは同条の検討に着手しており、現在も作業を進めている。

本研究は当初目指した、子の居所移動をめぐる新たな法制度の提案には至らなかった。しかし、現在進行中の法改正作業は、養育計画作成の促進・確保の仕組みの導入等、離婚における子の養育への法的対応について総合的な充実化・精緻化を図るものである。これまでの成果を踏まえて、子の居所移動に関する父母の自律的決定を支える仕組みを整えることで、子の養育を受ける利益の安定的な確保を目指す取り組みを続けたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 古賀絢子	4. 巻 36
2. 論文標題 オーストラリア家族法における離婚後の共同養育推進と「子の利益」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 家族<社会と法>	6. 最初と最後の頁 148 163
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 古賀絢子	4. 巻 91巻2号
2. 論文標題 夫婦同氏制による「子の利益」：平成二七年最高裁判決への反論を契機に	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学研究	6. 最初と最後の頁 309-346
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 古賀絢子	4. 巻 32号
2. 論文標題 Legal Analysis of Stepparent and Child Relationships in Japan : From the Perspective of the Standard Nuclear Family Model	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 現代法学	6. 最初と最後の頁 63-103
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件／うち国際学会 0件）

1. 発表者名 古賀絢子
2. 発表標題 オーストラリア家族法における離婚後の共同養育推進と「子の利益」
3. 学会等名 日本家族<社会と法>学会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 大谷美紀子・西谷祐子（編著）	4. 発行年 2021年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 324
3. 書名 ハーグ条約の理論と実務 - 国境を越えた子の奪い合い紛争の解決のために	

1. 著者名 道垣内弘人・松原正明（編著）	4. 発行年 2019年
2. 出版社 勁草書房	5. 総ページ数 240
3. 書名 家事法の理論・実務・判例 3	

1. 著者名 二宮周平、渡辺惺之（編著）	4. 発行年 2016年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 468
3. 書名 子どもと離婚 合意解決と履行の支援	

1. 著者名 二宮周平、渡辺惺之（編著）	4. 発行年 2014年
2. 出版社 日本加除出版	5. 総ページ数 381
3. 書名 離婚紛争の合意による解決と子の意思の尊重	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------